入学に関する諸連絡

静岡理工科大学

目　　次

Ⅰ．奨学金について　……1

Ⅱ．学生教育研究災害傷害保険について　……5

Ⅲ．兄弟姉妹・子に対する給費奨学生制度について　……6

Ⅳ．通学方法について　……7

Ⅴ．アパートについて　……7

Ⅵ．通学費補助制度について（遠隔地からの入学者対象）……7

Ⅶ．入学前の既修得単位の認定について　……8

Ⅷ．後援会会則　……9

Ⅸ．給費型奨学生要綱　……１３

Ⅹ．通学費補助規程　……１７

Ⅺ．卒業生及び在校生の兄弟姉妹・子に対する給費型奨学生要綱　……１９

Ⅰ．奨学金について

経済的な理由により就学が困難な学生や、学業成績が優秀な学生を対象に、本学では以下の奨学金を取り扱っています。奨学金の新規申し込み手続きにつきましては、入学後､学内の掲示板や、ポータルサイトにてお知らせしますので、必ず確認し、応募の機会を失わないようにしてください。

なお、日本学生支援機構奨学金予約採用者の方は、入学式当日に「採用候補者決定通知」を回収いたしますので、必ずご提出ください。また、予約採用者の方向けに、「進学届提出説明会」を実施しますので、必ずご参加ください。日程は、入学式当日にお知らせします。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）について

本学は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）の対象校として認定されています。これにより、高等教育の修学支援新制度における予約採用の候補者に決定された方は、本学の授業料・入学金の減免措置や下記１の給付型奨学金の支給が行われます。

高等教育の修学支援新制度に採用となった場合、年間で複数回適格認定が実施されます。成績や家計状況によっては、支援が打ち切りとなったり、支援額の変更が行われたりする可能性があります。

令和 7 年度から、修学支援新制度の拡充により、多子世帯に属している学生等は所得制限なく授業料等減免を受けられるようになりました。これに伴い、給付奨学金の支援の区分も変更されています。

１．独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金（ホームページ　https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html ）

経済・社会情勢等を踏まえ、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の「貸与」または「給付」をする制度です。

【給付奨学金】（ホームページ　https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html）

■申込資格・選考基準　抜粋

次の（１）（２）を満たすこと

（１）学力基準

以下の 1.2.3.のいずれかに該当する必要があります。

1.高等学校等における全履修科目の評定平均値が、５段階評価で 3.5 以上であること（※1）

2.高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

3.将来、社会で自立し活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること（※2）

※1 専修学校の高等課程の生徒等は、これに準ずる学修成績となります。

※2 学修意欲等の確認は、高等学校等において面談の実施又はレポートの提出等により行います。なお、大学進学後に新規申し込みを行う場合は、大学にて学修意欲を書面等で確認します。

（２）家計基準（収入基準・資産基準）

学生本人と生計維持者が、次の「収入基準」及び「資産基準」のすべてに該当する必要があります。（該当しない場合は採用されません）。生計維持者は原則として父母となりますが、例外については、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html）

ア．収入基準 ※

【第Ⅰ区分】学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）　の合計が 100 円未満であること

【第Ⅱ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること

【第Ⅲ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること

【第Ⅳ区分】学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満であること

【多子世帯】第Ⅳ区分の収入基準を超過しているが、多子世帯に属していることが確認できること

（※１）支給額算定基準額★1＝課税標準額×６％－(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)★2
（100 円未満切り捨て）

★１ 市町村民税所得割が非課税の人はこの計算式にかかわらず支給額算定基準額が０円となります（以下の例外を除く）。

・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっていても、支給額算定基準額は０円にならない場合があります。

★２ 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に 3/4 を乗じた額となります。

収入基準に関しては日本学生支援機構ホームページをご参照ください。
(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html)

イ．資産基準

申込日時点の学生本人と生計維持者（2 人）の資産額の合計が 5,000 万円未満であること。
対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
※退職金も含まれます。
・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。
・満期や解約により現金化した保険
※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

【第Ⅳ区分の支援について】

世帯の所得金額に基づく区分が第Ⅳ区分となった場合には、学生の状況によって、以下のように支援内容が変わります。

（１）学生本人が多子世帯に属している場合

給付奨学金として、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる金額（月額）が支給されます。また、学校に授業料等減免を申請した場合には、第Ⅰ区分と同額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

（２）学生本人が多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に在籍している場合

給付奨学金の支給額は０円となりますが、学校に授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページに公開されており、本学の全学部学科が対象機関として公表されています 。

対象学科のリスト URL（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm）

（３）上記（１）・（２）いずれにもあてはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

■支給額（私立大学）※第Ⅳ区分は多子世帯該当者のみ支給

〇自宅通学者　第Ⅰ区分－38,300 円　第Ⅱ区分－25,600 円　第Ⅲ区分－12,800 円　第Ⅳ区分－ 9,600 円

〇自宅外通学者　第Ⅰ区分－75,800 円　第Ⅱ区分－50,600 円　第Ⅲ区分－25,300 円　第Ⅳ区分－19,000 円

■給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合について

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、貸与月額は給付奨学金の支援区分等に応じて併給調整されます。

多くの場合は減額となり、0 円の場合もあります。

詳細は、以下の日本学生支援機構ホームページをご参照ください。

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/heikyutyosei/index.html)

■「進学資金シミュレーター」について

日本学生支援機構のホームページに掲載されている「進学資金シミュレーター」（右のQR）より、当制度の対象になりうるかを大まかに確認することができますので、是非ご利用ください。

シミュレーターURL （ https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/ ）

【シミュレーション手順】

シミュレーションする　⇒　奨学金選択シミュレーション　⇒　チェックボックスにレ点

⇒　給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）で試算ください。

【貸与奨学金】

<table>
<tr><th>奨学金の種類</th><th colspan="2">貸与月額</th><th>貸与
利率</th><th>募集
時期</th><th>貸与
始期</th><th>貸与
終期</th><th>学力基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第一種奨学金
（無利息）</td><td>自宅通学者</td><td>５４,０００円
４０,０００円
３０,０００円
２０,０００円</td><td rowspan="2">無利息</td><td rowspan="3">春季
及び
秋季</td><td>(春)4 月
(秋)10 月</td><td rowspan="3">最短の
修業年限
（４年）の
終期まで</td><td rowspan="2">高校等の1～3年次の成績の平均が5段階評価で3.5以上または同等の者
※在学校での成績が判明している場合は上記に加え、その成績が本人の属する学部(科)の上位1/3以内であること。</td></tr>
<tr><td>自宅外通学者</td><td>６４,０００円
５０,０００円
４０,０００円
３０,０００円
２０,０００円</td><td>(春)４月～９月
(秋)10 月～3 月の間で希望月を選択</td></tr>
<tr><td>第二種奨学金
（利息付）</td><td colspan="2">申込時に
２～１２万円の間で
選択（１万円刻み）</td><td>年３%を
上限として
変動</td><td>学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者など</td></tr>
</table>

・上記の貸与奨学金のうち第一種奨学金と前述の給付奨学金を併せて受ける場合、給付奨学金において適用される支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）によって、貸与月額が自動的に増減額（併給調整）される可能性があります。

・募集時期は原則年２回春季及び秋季のみです。ご注意ください。

・給付奨学金、貸与奨学金を予約採用されている方も入学後の手続が必要になります。

＊年度の途中に経済状況が急変し就学資金調達が困難になった場合（年度途中での応募可能）

生計維持者（親等）が失職・破産・事故・病気・死亡、または火災・風水害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった場合には、募集時期に申し込みをしていなかった学生でも申請が可能です（ただし、事由が発生したときから１年以内に申請が必要です）。

審査基準や貸与月額等は定期採用に準じますが、採用基準は若干緩和されます。年度途中で上記に該当する状況になった場合は出来るだけ早く助言教員と学務課に申し出てください。

詳細はホームページでご確認ください（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html）

２．民間団体の奨学金

学内で募集するものについては、その都度、在学生向け WEB ポータルサイトや掲示などで周知しますので、希望者は応募してください。

・その他地方自治体の奨学金

県や市町村の地方自治体やその他民間の育英団体の奨学金については、本人が直接募集要項を取り寄せて、申し込んでください。

・国の教育ローン・オリコのローン

奨学金以外にも、日本政策金融公庫による国の教育ローンやオリコのローン等があります。詳細は以下をご覧ください。

国の教育ローンホームページ（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html）

オリコのローン（合格通知に同封のチラシをご確認ください。）

Ⅱ．学生教育研究災害傷害保険について

本学は、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために財団法人日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」制度の加入大学となっており、本学が保険料 4,660 円（4 年間分）を代理徴収し、新入学生全員の加入手続を行います。詳しい内容は、入学式で約款を配布しますのでご確認ください。

１．保険金の種類と保険金

（１）「学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）」

① **死亡保険金**　事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

後遺障害保険金　事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

学生教育研究災害傷害保険				通学中等傷害危険担保特約	
正課中・学校行事中		学校施設内・学校施設内外での課外活動(ｸﾗﾌﾞ活動)		通学中・学校施設等相互間の移動中	
死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金
2,000万円	120～3,000万円	1,000万円	60～1,500万円	1,000万円	60～1,500万円

② **医療保険金（医師の治療を受けたとき）**

	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金(180 日を限度)
正課中・学校行事中（治療日数が１日から対象となります。）	１日　～　３日	3,000円	入院１日につき 4,000円 (注)入院加算金は、医療保険金支払いの有無に関係なく、入院１日目から支払われます。
通学中・学校施設等相互間の移動中（治療日数が４日以上の場合が対象となります。）	４日　～　６日	6,000円	
	７日　～　１３日	15,000円	
上記以外の学校施設内・学校施設内外での課外活動中（クラブ活動）（治療日数が１４日以上の場合が対象となります。）	１４日　～　２９日	30,000円	
	３０日　～　５９日	50,000円	
	６０日　～　８９日	80,000円	
	９０日　～　１１９日	110,000円	
	１２０日　～　１４９日	140,000円	
	１５０日　～　１７９日	170,000円	
	１８０日　～　２６９日	200,000円	
	２７０日　～	300,000円	

（注１）上記の保険は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

（２）「学生教育研究災害傷害保険付帯学生教育研究賠償責任保険」

担保範囲	対人・対物賠償
正課、学校行事、課外活動として行われるインターンシップ、介護体験、教育実習、ボランティア活動およびその往復途中※	１事故１億円限度 （免責金額０円）

※大学から許可を得ていない交通手段で移動時に発生した事故の場合、保険金が支払われないことがあります。

２．保険金が支払われる場合の概要（詳しくは約款によります。）

（１）「学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）」

学生が、本学の教育研究活動中、または通学中の事故により学生の身体に傷害を被ったときに支払われる保険です。

①　正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所において、これらに従事している間を除きます。

指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、または授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

大学設置基準第２８条および大学院設置基準第１５条の規定に基づき、他の大学の正課を履修している間。

②　学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③　①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④　学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

⑤　通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法により、住居と学校施設との間を往復する間。（※大学から許可を得ていない交通手段で移動時に発生した事故の場合、保険金が支払われないことがあります。）

⑥　学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法により大学が教育研究のために所有、使用、または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

（２）「学生教育研究災害傷害保険付帯学生教育研究賠償責任保険」

国内において、学生が、正課、学校行事、課外活動として行われるインターンシップ、介護体験活動やボランティア活動及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。ただし、オートバイや自動車等の所有・使用・管理に起因する事故や自転車・バイク・自動車・動物・楽器・美術品・有価証券などの他これらに類する受託物の破損、紛失、盗難などは補償対象外です。

＊ご不明な点は、本学学務課　までお問い合わせください（電話 0538-45-0114）。

Ⅲ．兄弟姉妹・子に対する給費奨学生制度について

兄弟姉妹が本学に在籍、または卒業している場合や、卒業生の子が入学した際、経済的な負担を軽減することを目的とした奨学生制度があります。

入学後 5 月頃に申請手続きを行っていただきます。申請手続きについては 4 月末日頃に在学生向け WEB ポータルサイトや掲示などでご連絡いたします。

制度の詳細については、後掲の「Ｘ．静岡理工科大学卒業生及び在校生の兄弟姉妹・子に対する給費型奨学生要綱」を参照ください。

Ⅳ．通学方法について

１年生の通学方法は、以下の通りとしています。

①スクールバス（愛野駅南口バス乗り場～本学　バス乗車時間６分程度）

授業実施日には、ＪＲ愛野駅南口と本学の間で１日６０便超の無料スクールバスを運行しています。

また、学生・教職員の他、保護者・同窓生が無料でご利用いただけます。バスの時刻表は本学ＨＰより確認ください。

②オートバイ（原付含む）

本学及び愛野駅南口に無料駐輪場があります。

希望する学生は入学後、学務課に届出を行ってください。届出を行ってない場合、学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）は適用できないことがあります。

③自転車

本学及び愛野駅南口に無料駐輪場があります。

2019 年４月１日より施行された「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に伴い、2019 年 10 月１日より自転車保険の加入が義務化されました。

つきましては、本学へ自転車を利用して通学される場合をはじめ、自転車を利用される場合には自転車保険へご加入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

④徒歩（愛野駅南口～本学　３０分程度）

なお、本学では**安全上の理由から１年生には四輪乗用車での通学を許可しておりません。**

本学構内には学生用として約１５０台分の駐車場（有料）を用意していますが、２年生以上で所定の期間中に必要な手続きを行った学生に限り、四輪乗用車での通学を許可しています。

Ⅴ．アパートについて

本学学生の約２割がアパート等で生活しており、そのほとんどがＪＲ袋井駅北側から大学周辺とＪＲ愛野駅周辺に居住しています。家賃相場は、家賃＋共益費（または管理費）で、ＪＲ袋井駅周辺が３万円前後、ＪＲ愛野駅周辺が４万円前後です。

本学では、アパートの斡旋は行っておりませんので、アパートに入居をご希望の方は、お手数ですが近隣の不動産会社へ直接お問い合わせください。

なお、現在アパートに居住している学生の多くは、下記の不動産会社を利用しています。

・「みどり不動産」

連絡先：　電話　0538-44-2305

住　所：　静岡県袋井市新屋４丁目３－１２

Ⅵ．通学費補助制度について（遠隔地からの入学者対象）

＊遠隔地からの入学者に通学費補助制度があります。

対象となる入学者選抜を受験し、入試時点において、静岡県東部（原則富士川以東）または静岡県外に居住しており、かつ、12 月末日までに本学への入学手続きを完了した者について、通学形態（自宅通学又はアパート等への入居等）にかかわらず、1 か月あたり 1～2 万円※の費用補助（最長４年間）を行う制度です。

※女子学生：月額 20,000 円（半期 120,000 円）、その他学生：月額 10,000 円（半期 60,000 円）

なお、入試種別及び入学願書に記載された住所に基づいて大学が判定を行うため、申請手続き等の届け出は必要ありません。また、大学において対象者を判定し、該当者には別途通知します。（12 月下旬から１月上旬を予定）

制度の詳細については、後掲の「Ⅹ.静岡理工科大学学生通学費補助規程」を参照ください。

Ⅶ．入学前の既修得単位の認定について

本学学則では、本学に入学する前に他大学（短期大学を含む）または大学以外の教育施設等で修得した単位等の認定について定めています。

高等学校卒業後、他大学（短期大学を含む）または大学以外の教育施設等に入学し、修得した単位等があれば、認定の申請を行なうことが可能です。ただし、願い出た単位が全て認定されるのではなく、その内容が本学の科目内容と照らし合わせて、認定に値すると認められた場合に限ります。認定された単位は、６０単位を限度として卒業に必要な単位数に算入することができます。

認定申請の手続きには、単位を修得した大学などの発行した成績証明書の他、科目の内容を記載した資料（シラバス等）が必要です。入学する前に用意しておき、入学後１週間以内に、学務課の窓口に出向いて申請の手続きを行ってください。

※申請を行う可能性がある場合は、下記事前相談期間中に必ず学務課（電話：0538-45-0114）まで一度ご連絡・ご相談ください。お早めにご連絡をいただければ幸いです。

事前相談期間：2027 年 3 月 26 日（金）まで

申 請 期 間 ：2027 年 4 月 2 日（金）～4 月 9 日（金）

Ⅷ．静岡理工科大学後援会会則

平成　３年　４月　１日　制定
平成　８年　４月　７日　改正
平成２１年　６月２７日　改正
平成２２年１０月２１日　改正
平成２４年　４月　３日　改正
平成２６年　４月　３日　改正
平成２７年　４月　３日　改正
令和　３年　４月　３日　改正

第１章　総　則

（設　　置）

第１条　静岡理工科大学（以下「大学」という。）内に静岡理工科大学後援会（以下「本会」という。）を置く。

第２章　目的及び事業

（目　　的）

第２条　本会は、学部学生及び大学院生（以下「学生」という。）の福利厚生、課外活動等に関する事業への援助及び学生にかかわる教育・研究活動を後援し、その成果の向上と大学の発展に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第３条　本会は、次の事業を行う。

（１）学生の福利厚生についての援助

（２）学生の課外活動等についての援助

（３）学生にかかわる教育活動の援助

（４）学生の就職開拓についての援助

（５）本会の目的達成に必要な基金の積立

（６）その他本会の目的達成に必要と認められる事業

２　これらの事業の運営については、大学と協議するものとする。

第３章　会　員

（会　　員）

第４条　本会は、次の会員をもって構成する。

（１）正会員　学生の父母又は保証人

（２）特別会員　本会の目的に賛同する卒業生及びその父母又は保証人

（３）賛助会員　前２号以外の者で、本会の目的に賛同した者

第４章　役　員

（役　　員）

第５条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　１人

（２）副会長　１人

（３）常務理事　１人

（４）理事　若干名

（５）監事　２人

（６）顧問　若干名

（役員の選出）

第６条　役員の選出は、次の各号に掲げるところによる。

（１）会長及び副会長については、総会において選出する。ただし、会長は正会員とする。

（２）理事及び監事については、会長が委嘱し、総会において承認を得るものとする。

（３）顧問は、必要に応じ、会長が委嘱する。

（４）常務理事は、大学事務局長の職にある者がこれにあたる。

(役員の任期)

第７条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第８条　役員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）会長は、本会を代表し会務を統轄し、会議を招集してその議長となる。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその任務を代行する。

（３）常務理事は、事業を企画し、推進する。

（４）理事は、会務の運営にあたる。

（５）監事は、本会の会計を監査する。

（６）顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第５章　会　議

（総　　会）

第９条　総会の構成員は、正会員及び特別会員とする。

２　賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

３　総会は、毎年４月に開催し、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）役員の選出

（２）予算の決定

（３）決算の承認

（４）会則の改廃

４　総会の議決は、出席者の過半数による。

５　必要に応じ、臨時に総会を開催することができる。

第１０条　緊急の場合であって総会を開催することが困難なときは、役員会の開催をもってこれに代えることができる。この場合には、その後に開催される最初の総会で承認を得なければならない。

（役　員　会）

第１１条　本会に、役員会を置く。

２　役員会は、役員をもって組織し、会長が招集する。

３　役員会は、毎年４月に開催する。ただし、会長は、必要に応じて臨時役員会を招集することができる。

４　役員会は、役員の２分の１以上の出席をもって成立する。

５　役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）会長及び副会長の選出に関する事項

（２）予算及び決算に関する事項

（３）本会の運営に関する事項

（４）会則の改廃に関する事項

（５）その他重要事項

６　会議の議決は、出席者の過半数により、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第１２条　総会及び役員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席役員のうち１名が署名押印の上、これを保存する。

第6章　会　計

（会　　費）

第１３条　会費は、次の各号に掲げる通りとする。

（１）正会員　１年間の会費を 15,750 円とし、毎年度前期に納入するものとする。

（２）特別会員　その額を 15,750 円とし、毎年度納入するものとする。

（３）賛助会員　その額を一口 15,750 円以上とし、毎年度納入するものとする。

２　正会員の会費は、毎年４月１日に学生が在籍している者を納入の対象とする。ただし、同日において学生が休学している者はその対象としない。

３　納入された会費は、学生が年度の途中で学籍を失った場合、または、学生が休学した場合等、いかなることがあっても返金しない。

（経　　費）

第１４条　本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入金をもって充てる。

（資　　金）

第１５条　年度の剰余金の一部は、基金に繰り入れることができる。

（業務の委嘱）

第１６条　会長は、総会又は役員会で承認された業務の執行を常務理事に委嘱することができる。

２　常務理事は、庶務並びに会計処理を大学の教職員に委嘱することができる。

（会計業務の委嘱）

第１７条　会長は、常務理事に会計業務の決裁を委嘱する。

２　決裁の委嘱範囲は、次の通りとする。

（１）事業計画で承認された５０万円未満の事業は、常務理事が予算執行の決裁を行い、その後速やかに会長に報告を行う。

（２）事業計画で承認された５０万円以上の事業は、会長の決裁を受けた後、予算執行を行う。

（会計年度）

第１８条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第7章　雑　則

（事務処理）

第１９条　本会は、次の名簿及び帳簿を作成する。

（１）会員名簿

（２）現金出納簿

（３）記録簿

（４）会費徴収簿

（事 務 室）

第２０条　本会の事務室は、大学事務局内に置く。

（補　　則）

第２１条　この会則の実施に関し、必要な細目は別に定める。

附　　則

この会則は、平成３年４月１日から施行する。

附　　則

この会則は、平成８年４月７日から施行する。

附　　則

この会則は、平成２１年６月２７日から施行する。

附　　則

この会則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　　則

この会則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　　則

この会則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則

この会則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　改正後の会則第１３条の規定は、平成２８年度の入学生から適用し、平成２７年度以前の入学生、平成２８年度における２年次以上の編入生、平成２９年度における３年次以上の編入生、並びに、平成３０年度における４年次への編入生については、従前の規定によるものとし、再入学生についても同様とする。

附　　則

この会則は、令和４年４月１日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、改正後の会則第１３条の規定は、令和４年度以降の入学生に適用するものとし、次の各号に該当する学生に関わる正会員については適用せず、従前の規定によるものとする。

（１）令和３年度以前の入学生並びに編入生

（２）令和４年度の２年次以上への編入生

（３）令和５年度の３年次以上への編入生

（４）令和６年度の４年次への編入生

３　前項により従前の規定が適用される正会員については、学生が退学又は除籍により学籍を失った場合は、正会員本人又は当該学生からの申請により、次の各号に基づく会費を返還する。

（１）学部学生が入学後１年以内に学籍を失った場合は、47,250 円

（２）学部学生が入学後１年を超えて２年以内に学籍を失った場合は、31,500 円

（３）学部学生が入学後２年を超えて３年以内に学籍を失った場合は、15,750 円

（４）２年次編入学生が入学後１年以内に学籍を失った場合は、31,500 円

（５）２年次編入学生が入学後１年を超えて２年以内に学籍を失った場合は、15,750 円

（６）３年次編入学生が入学後１年以内に学籍を失った場合は、15,750 円

（７）大学院生が入学後１年以内に学籍を失った場合は、15,750 円

Ⅸ．静岡理工科大学給費型奨学生要綱

平成１０年　2月１０日　制定
平成１２年　2月１４日　改正
平成１３年　6月２７日　改正
平成１４年　1月２４日　改正
平成１６年　8月１８日　改正
平成１８年　2月　9日　改正
平成２１年１１月１８日　改正
平成２５年　6月１７日　改正
平成２６年　6月１２日　改正
平成２７年　5月２２日　改正
令和　元年　6月１４日　改正
令和　元年１１月１４日　改正
令和　2年　5月２６日　改正
令和　4年　7月１５日　改正
令和　6年　3月１８日　改正
令和　8年　3月２５日　改正

（目　的）

第１条　この要綱は、給費型奨学生（以下「奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

（奨学生の区分）

第２条　奨学生の区分は、次の通りとする。

（１）授業料１００万円給費奨学生
一般入学者選抜、一般入学者選抜共通テストプラスにおいて、授業料１００万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（２）授業料５０万円給費奨学生
専門高校・総合学科給費奨学生推薦入学者選抜、公募制給費奨学生入学者選抜、専願制総合型給費奨学生入学者選抜及び大学入学共通テスト利用入学者選抜において、授業料５０万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（３）入学金相当額給費奨学生
総合型入学者選抜において、入学金相当額給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（４）入学応援金１０万円給費奨学生
大学入学共通テスト利用入学者選抜において、入学応援金給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

２　前条第１項第３号及び第４号に規定する奨学生が本学に入学した後は、本要綱に定める奨学生としては取り扱わない。

（奨学生の特典）

第３条　本学は、本学学生の勉学を奨励し、優秀な学生を育成するとともに、学費負担の軽減に資することを目的として、奨学生に対して次の各号に規定する奨学金を給付する。

（１）授業料１００万円給費奨学生　年間１００万円（半期毎に５０万円）
（２）授業料５０万円給費奨学生　年間５０万円（半期毎に２５万円）
（３）入学金相当額給費奨学生　入学時　２２万円
（４）入学応援金１０万円給費奨学生　入学時１０万円

２　前項第１号及び第２号の給付金は、前期・後期の授業料から給付金相当額を減額することにより給付に代える。また、前項第３号及び第４号の給付金は、入学金から給付金相当額を減額することにより給付に代える。

３　奨学生は、入学金、授業料及び代理徴収金を所定の期日までに納付しなければならない。

（奨学生の期間）

第４条　奨学生とする期間は、入学後最大４年間とする。

（手続き）

第５条　奨学生として入学しようとする者は、入学手続き書類の提出時に「給費奨学生誓約書」（別紙１）を提出する。

２　奨学生は、各学年末に次年度の「給費奨学生更新申請書」（別紙２）を提出する。

（奨学生の取消）

第６条　奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、学長は、前条の規定にかかわらず大学評議会の議を経て、奨学生の資格を取消すことができる。

（１）授業料１００万円給費奨学生は、該当奨学生の所属学系または所属学科における各学年末時点での成績順位（在学期間を通しての学業成績の順位）が、所属学系または所属学科の入学者数（当該学生の入学年度）に２０％を乗じて算出した数値の順位に達しない場合
（２）授業料５０万円給費奨学生は、該当奨学生の所属学系または所属学科における各学年末時点での成績順位（在学期間を通しての学業成績の順位）が、所属学系または所属学科の入学者数（当該学生の入学年度）に２５％を乗じて算出した数値の順位に達しない場合
（３）奨学生が学則第４０条に該当し、奨学生として不適当と認められた場合
（４）奨学生本人が辞退を申し出た場合

２　前項による奨学生の資格の取消期間は、次の通りとする。

（１）前項第１号又は第２号による場合は、次年度以降の期間
（２）前項第３号及び第４号による場合は、理由が発生した日及びその日以降の期間

３　第１項第１号及び第２号の成績順位付けにあたっては、その母数は学年末での休学者を含む実人数とし、通算ＧＰＡ（Grade Point Average）を用いるものとする。また、所属学科が学系を有する場合、判定に学系内順位を用い、所属学科が学系を有しない場合、判定に学科内順位を用いるものとする。

（奨学生の区分変更）

第７条　前条第１項第１号の規定にかかわらず、授業料１００万円給費奨学生は、所属学系または所属学科の入学者数（当該学生の入学年度）に２５％を乗じて算出した数値の順位に達する場合は、学長は、大学評議会の議を経て、授業料５０万円給費奨学生に区分変更することができる。

（授業料の納付）

第８条　授業料１００万円給費奨学生及び授業料５０万円給費奨学生は、給付金相当額を減額した後の授業料を、所定の期日までに納付しなければならない。

２　奨学生は、前条の規定により、その資格を取り消された場合、次の各号による授業料を納付しなければならない。

（１）第６条第１項第１号又は第２号による場合は、次年度以降の授業料
（２）第６条第１項第３号及び第４号による場合は、資格取消しの日が属する年度の当該学期及び次年度以降の授業料

（学長賞及び優秀賞の取扱）
第９条　奨学生の学長賞及び優秀賞の取扱いは、次のとおりとする。
（１）奨学生を卒業時の学長賞の対象とすることができる。
（２）奨学生を優秀賞の対象とすることができる。

（飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱）
第１０条　次年度の奨学生更新を許可された奨学生が飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱いは、静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱に定める。

（文部科学省修学支援新制度との関係）
第１１条　奨学生が、文部科学省が行う高等教育における修学支援新制度（以下「文科省修学支援制度」という。）の対象となった場合、文科省修学支援制度の対象となる入学金及び授業料は、この要綱に基づく給付金相当額を減額した後の金額を適用するものとする。

（事　務）
第１２条　奨学生に関する事務は、学務課が行う。

（要綱の改廃）
第１３条　この要綱の改廃は、大学評議会及び経営委員会の議を経て行うものとする。

附　　則
この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。
附　　則
要綱は、平成１２年４月１日から施行する。
附　　則
１　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
２　改正後の第７条第１号の規定は、平成１４年度スカラシップ特待生から適用し、平成１３年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。
附　　則
この要綱は、平成１６年９月１日から施行する。
附　　則
この要綱は、平成１８年３月１日から施行する。
附　　則
この要綱は、平成２１年１１月１８日から施行する。
附　　則
１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
２　改正後の第６条、第７条および第９条の規定は、平成２６年度スカラシップ特待生から適用し、平成２５年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。

附　　則

この要綱は、平成２６年６月１２日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、平成２７年度以前のスカラシップ特待生については、なお従前の規定によるものとする。

附　　則

この要綱は、令和元年６月１４日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和元年１１月１４日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和４年７月１５日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和　８年　４月　１日から施行する。

Ｘ．静岡理工科大学学生通学費補助規程

令和　８年１０月　９日　制定

（目　的）

第１条　この規程は、静岡理工科大学（以下「本学」という。）の学部入学者（以下「学生」という。）のうち、遠隔地域からの進学に伴う通学費または居住費の負担を軽減し、学生の確保及び就学支援を図るために支給する通学費補助（以下「通学費補助」という。）に関する必要な事項を定める。

（対　　象）

第２条　通学費補助の対象となる者は、入試時点において次の各号のいずれかに該当する遠隔地域に居住し、かつ、入学前年の１２月末日までに本学への入学手続きを完了した者とする。ただし、外国人留学生及び編入学により入学する者は、対象としない。

（１）静岡県東部地域（原則として富士川以東）もしくは当該地域に準ずる地域

（２）愛知県以西もしくは当該地域に準ずる地域

（適用の判定及び通知）

第３条　前条に定める対象者の判定は、入試種別及び入学願書に記載された住所に基づき、大学において自動的に行うものとし、対象者への申請手続き等の届け出は要しない。

２　学長は、前項に基づき通学費補助の対象者として決定した者（以下「通学費補助学生」という。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

３　入学後における通学形態（自宅通学又はアパート等への入居等）の変更は、第１項の判定に影響を及ぼさないものとする。

（補助の内容及び金額）

第４条　本学は、通学費補助学生に対し、次の各号に定める区分に応じて、半期ごとに補助金を支給する。

（１）女子学生　月額　２０，０００円（半期　１２０，０００円）

（２）その他学生　月額　１０，０００円（半期　６０，０００円）

２　前項第１号に規定する女子学生とは、入学手続時に本学が確認した公的記録上の性別が女性である者をいう。

３　前項の判定は、入学手続時に提出された公的証明書に基づき行うものとし、入学後の変更は第１項の区分に影響を及ぼさないものとする。

（支給の期間）

第５条　通学費補助を支給する期間は、入学した月から起算して４年間（通算４８か月）とする。ただし、次条に定める支給の停止期間はこれに含まない。

（支給の方法）

第６条　補助金は、毎学期（半期ごと）に在籍を確認のうえ、原則として９月及び翌年３月に、当該学期分をまとめて支給する。

（支給の停止と再開）

第７条　通学費補助学生が休学する場合、当該学生に対する休学期間中の通学費補助の支給を停止する。

２　前項に基づき支給を停止していた学生が復学した場合、第５条に定める支給期間の残存分に限り、通学費補助を再開する。ただし、期の途中で復学した場合における再開の時期は、復学した日の属する次の学期からとする。

（資格の取消し及び打ち切り）

第８条　通学費補助学生が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は通学費補助学生の資格を取り消し、又は支給を打ち切るものとする。

（１）退学したとき

（２）本学学則第４０条に規定する懲戒の対象となったとき

（３）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したと認められたとき

（事　　務）

第９条　通学費補助学生に関する事務は、事務局学務課が行う。ただし、第３条第１項の判定に必要な情報提供の連携等については、入試広報・社会連携課がこれに協力する。

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃は、大学評議会及び経営委員会の議を経て行うものとする。

附　則

この規程は、令和９年４月１日から施行する。

Ⅺ．静岡理工科大学卒業生及び在校生の兄弟姉妹・子に対する給費型奨学生要綱

平成３１年　3月１９日　制定
令和　3年　7月２０日　改正
令和　5年　1月26日　改正

（目　的）

第１条　この要綱は、静岡理工科大学の学部または大学院（以下「本学」という。）に兄弟姉妹が現在在籍または卒業しており、新たに二人目以降の兄弟姉妹が本学に入学した場合における給費型奨学生（以下「兄弟姉妹奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

２　この要綱は、本学の卒業生本人の子が本学に入学した場合における給費型奨学生（以下「卒業生の子奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

（奨学生の区分）

第２条　この要綱に定める奨学生の区分は、次のとおりとする。

（１）兄弟姉妹奨学生

本学に兄弟姉妹が二人以上入学することによる生計維持者の経済的な負担を軽減することを目的として、兄弟姉妹奨学生として入学後に所定の手続きを経た者に対して、入学後に３０万円（大学院入学の場合は１５万円）を給費する。

（２）卒業生の子奨学生

本学の卒業生本人の子が本学に入学することを奨励し、さらに強固な信頼関係を醸成するとともに、本学の卒業生に対する経済的な負担を軽減することを目的として、卒業生の子奨学生として入学後に所定の手続きを経た者に対して、入学後に３０万円（大学院入学の場合は１５万円）を給費する。

（対象者）

第３条　兄弟姉妹奨学生は、兄弟姉妹が本学に在籍または卒業しており、新たに二人目以降の兄弟姉妹が入学して在籍している場合に申請することができる。

２　卒業生の子奨学生は、本学の卒業生本人の１親等の子が本学に入学して在籍している場合に申請することができる。

３　前二項において規定する卒業生が、死亡等により戸籍から抹消（除籍）された場合でも、当該要件を満たす証明があれば、本要綱を適用することができる。

４　本要綱に規定する奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

（１）申請時点において授業料及び代理徴収金が未納である者

（２）科目等履修生、聴講生、研究生または委託研究生

（３）学則第４０条に該当し、本要綱に定める奨学生として不適当と認められた者

（４）本要綱に定める奨学生として所定の期間内に申請を行わなかった者

（５）次条に定める併給の制限に該当する者

（６）学長が本要綱に規定する奨学生として認めない者

（手続き）

第４条　本要綱に定める奨学生として、奨学金の給費を受けようとする者は、入学年度の５月１日から１か月以内に「兄弟姉妹奨学金・卒業生の子奨学金給費奨学生申請書」に次の各号に規定する書類を付して学務課まで提出する。

（１）戸籍謄本【戸籍全部事項証明書】

（兄弟姉妹奨学金　：兄弟姉妹の関係が分かるものに限る）

（卒業生の子奨学金：卒業生との親子関係が分かるものに限る）

（２）振込先金融機関の通帳の写し

２　本条第１項の申請を受理した後、２か月以内に兄弟姉妹奨学金・卒業生の子奨学金の受給対象者を決定し、給付金を指定口座に送金する。

３　前条第４項の規定により、本要綱の奨学生として認められない場合は、申請者に対して通知する。

（併給の制限)

第５条　兄弟姉妹奨学金と卒業生の子奨学金の併給は認めない。

２　同一人物に対する兄弟姉妹奨学金または卒業生の子奨学金の受給は１回を限度とする。

３　１組の兄弟姉妹における兄弟姉妹奨学金は、当該兄弟姉妹のうち本学に入学した兄弟姉妹の人数から１を減じた数を受給できる回数の限度とする。

（事　務)

第６条　本要綱の奨学生に関する事務は、学務課が行う。

（要綱の改廃）

第７条　この要綱の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附　　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第１項に定める申請期間については、平成３１年度においては、同年度に在籍している者（留年している者は除く）に限り、入学年度に関わらず５月１日から１か月間申請を受け付けるものとする。

附　　則

この要綱は、令和３年７月２０日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。



静岡理工科大学

〒437-8555　静岡県袋井市豊沢 2200-2

TEL.0538-45-0118　入試本部

TEL.0538-45-0114　学務課

FAX.0538-45-0110